特定非営利活動法人　ほっとスペース・ひだまり定款

1. 総則

(名称)

1. この法人は、特定非営利活動法人ほっとスペース・ひだまりという。

(事務所)

1. この法人は、事務所を栃木県宇都宮市東峰町3101番地60に置く。
2. 目的及び事業

(目的)

1. この法人は、精神障害者その他支援を必要とする者に対して、安心・安らぎ、仲間などを得ることができるよう支援を行う。また地域社会において自主性・自立心および自尊心を取り戻し、障害を持っても誰もが地域で安心して生活することができる共生社会づくりに貢献する。

(基本理念)

1. 第3条の目的を達成するため、この法人は次の理念に基づき運営するものとする。精神障害者その他支援を必要とする者が地域で生活してゆくために、障害の種別や程度、個々のニーズに応じ、活動することができるよう配慮する。また、地域住民の啓発活動に努める。

(特定非営利活動の種類)

1. この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。
2. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
3. 環境の保全を図る活動
4. 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第６条　この法人は、第３条の目的を達成するために次の事業を行う。

①地域活動支援センターほっとスペース「ひだまり」の受託運営

②障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく障害福祉サービス事業

③障害者の芸術活動を支援する事業

④自立訓練(生活訓練)事業の設置運営

⑤就労移行支援事業の設置運営

第７条　この法人は、第６条に定められた事業の運営が適正に行われるようにするため、また事業を行われている施設を利用する障害者の人権を擁護するため、次の規定を置く。

1. 苦情解決体制規約
2. 職員の行動規範規約
3. 災害対策規約
4. 個人情報保護規約

第３章　会員

(種別)

第８条　この法人の会員は次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動法人(以下「法人」という)における社員とする。

1. 正会員　この法人の目的に賛同して入会し、その活動を推進する個人及び団体
2. 賛助会員　この法人の目的に賛同して入会し、その活動を支援する個人及び団体

(入会)

第９条　会員の入会の条件としては、何らかの制限を加えるものではないが、特に精神保健福祉に理解のある者であり、ほっとスペース・ひだまりの基本理念に賛同するものが好ましい。

２　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　理事長は前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第10条　会員は、総会において別に定める年会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第11条　会員が次の各号のいずれかに該当するときには、その資格を喪失する。

* + 1. 退会届を提出したとき。
    2. 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
    3. 継続して1年以上会費を滞納したとき。
    4. 除名されたとき。

(退会)

第12条　会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第13条　会員は次の各号のいずれかに該当するときには、議会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に事前に弁明する機会を与えなければならない。

1. この定款に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけるか、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第14条　すでに納入した入会金、会費及びその他の拠出金は、返還しない。

1. 役員及び職員

(種別及び定数)

第15条　この法人に、次の役員を置く。

1. 理事　3人以上

　理事は、第7条(1)に定めた苦情解決体制規約に設ける理事評議委員を兼任する。

1. 監事　1人

２　理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第16条　理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

２　理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第17条　理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は次に掲げる職務を行う。

1. 理事の業務執行の状況を監査すること。
2. この法人の財産の状況を監査すること。
3. 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
4. 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
5. 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

５　理事長に係る利益相反行為については理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代行する。又、他の理事に係る利益相反行為についても同じとする。

(任期等)

第18条　役員の任期は2年とする。但し、再任を防げない。

２　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条　理事又は監事のうち、その定数の３分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第２０条　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に事前に弁明の機会を与えなければならない。

1. 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
2. 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第２１条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第２２条　この法人の行う事業を円滑に行うために、次の職員を置く。

* + 1. 所長
    2. 常勤職員
    3. 臨時職員

２　職員は、理事の同意を得て、理事長が任命する。

第２３条　所長は、この法人の基本理念に背くことなく、職員と利用者双方の危機管理に努め、その事業が滞りなく運営されるように意を用いる。

第２４条　この法人の行う事業の職員は、別に定められた職員の服務規定を尊守しなければならない。

第５章　総会

(種別)

第２５条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第２６条　総会は、正会員を持って構成する。

(権能)

第２７条　総会は、次の事項について議決する。

1. 定款の変更
2. 解散
3. 合併
4. 事業計画及び収支予算並びにその変更
5. 事業報告及び収支決算
6. 役員の選任及び解任、職務及び報酬
7. 年会費の額
8. 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第５２条において同じ。)

そのほか新たな義務の負担及び権利の放棄

1. 事務局の組織及び運営
2. その他この法人の運営に関する重要な事項

(開催)

第２８条　通常総会は、毎年年１回開催する。

２　臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

1. 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
2. 正会員の総数の５分の１以上の者から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
3. 第１７条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第２９条　総会は前条第２項第３号の場合を除いて、理事会が招集する。

２　理事長は、前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも５日前までに通知しなければならない。

(議長)

第３０条　総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第３１条　総会は、正会員総数の２分の１の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第３２条　総会における議決事項は、第２９条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に別に定める者のほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第３３条　各正会員の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３　前項の規定により表決した正会員は、前２条および次条第１項の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができる。

(議事録)

第３４条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 正会員の総数
3. 出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
4. 審議事項
5. 議事の経過の概要及び議決の結果
6. 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

* 1. 理事会

(構成)

第35条　理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第36条　理事会は、この定款に定める者のほか、次の事項を議決する。

1. 総会に付議すべき事項
2. 総会の議決した事項の執行に関する事項
3. その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第37条　理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

1. 理事長が必要と認めたとき。
2. 理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面により、招集の請求があったとき。
3. 第１７条第４項第５号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第38条　理事会は、理事長が招集する。

２　理事長は、前条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３　理事会を招集するときは、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を記載した書面をもって少なくとも５日前までに通知しなければならない。

(議長)

第39条　理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(議決)

第40条　理事会における議決事項は、第38条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第41条　各理事の表決権は、平等なものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び事情第１項の規定の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第42条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 理事の総数
3. 出席者及び出席者名(書面表決者にあたっては、その旨を付記すること。)
4. 審議事項
5. 議事の経過の概要及び議決の結果
6. 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第７条　資産及び会計

(資産の構成)

第43条　この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 設立当初の財産目録に記載された財産
2. 入会金及び会費
3. 寄付金品
4. 事業に伴う収入
5. 財産から生じる収入
6. その他の収入

(資産の管理)

第44条　この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第45条　この法人の会計は、法第27条に掲げる原則に従って、行われなければならない。

(会計区分)

第46条　この法人の会計は、特定非営利活動法人に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び収支予算)

第47条　この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第48条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

２　前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予算の追加または更正)

第49条　予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条　この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条　この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

1. 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

1. 総会の議決
2. 目的とする特定非営利活動にかかわる事業の成功の不能
3. 正会員の死亡
4. 合併
5. 破産
6. 所轄庁による認証の取消

２　前項第１号の事由により解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承認を得なければならない。

３　第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第55条　この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げるもののうち、総会の議決をもって決したところに譲渡するものとする。

(合併)

第56条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章　公告の方法

(公告の方法)

第57条　この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法28条の２第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第10章　雑則

(細則)

第58条　この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　　　名村　忠

副理事長　　河又　美津子

副理事長　　小林　勇

理事　　　　齋藤　マキ子

同　　　　　篠崎　瑞枝

同　　　　　内藤　知子

同　　　　　山田　渉

同　　　　　黒川　典子

監事　　　　設樂　芳枝

同　　　　　長島　静男

３　この法人の設立当初の役員は、第18条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成20年6月30日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところのものとする。

５　この法人の設立当初の年会費は、第10条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

　　１　　正会員　　　年会費　　５０００円

　　２　　賛助会員　　年会費　　３０００円

　　　　　団体　　　　年会費　　１００００円

６　この定款は、所轄庁の認証のあった平成21年7月8日から施行する。

７　この定款は、所轄庁の認証のあった平成21年12月14日から施行する。

８　この定款は、所轄庁の認証のあった平成22年12月12日から施行する。

９　この定款は、所轄庁の認証のあった平成26年2月3日から施行する。

10　この定款は、所轄庁の認証のあった平成29年1月27日から施行する。

11　この定款は、所轄庁の認証のあった平成29年　月　日から施行する。